

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：みなかみ町水道事業特別会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	平成17年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*		職員数* (H19. 4. 1現在)	6
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	52 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,109
累積欠損金 (百万円)	500	利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.48
資金不足比率 (%)		実質公債費比率* (%)	21.4 (H19)
		経常収支比率* (%)	91.6 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：月夜野町・水上町・新治村] みなかみ町水道事業は、月夜野町水道事業と水上町水道事業を統合

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	みなかみ町水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年～平成23年
計画策定責任者	みなかみ町長 鈴木和雄
既存計画との関係	集中改革プラン（H18～H21）・公営企業経営健全化計画（H19～H28）
公表の方法等	町広報、ホームページ及び議会報告説明
基本方針	<p>合併のメリットを生かし経費の削減を行うとともに、必要に応じ適宜水道料金の見直しを行い、料金の適正化に努め累積欠損金の早期解消を目指す。過去の未収金に於いては、滞納整理室と連携し夜間・個別訪問を行い収納率を上げる。また、これからは給水停止を含め今以上に強い形で未収金の増加に歯止めをかける。</p> <p>建設投資の実施に当たっては、需要の動向を踏まえ、投資規模の適正化、整備進度の調整等に配慮し、過大な投資及び不要な先行投資となることがないように適切な実施に努める。建設改良費の抑制、損益勘定内部留保資金の活用により、企業債の発行を計画的に抑える方向で事業を進める。</p> <p>組織については施設の統廃合を含め、社会情勢の変化、サービス需要の動向等に弾力的に対応しつつ、総合的・機能的な企業経営が可能となるよう簡素で効率的な組織・機構への見直しを行う。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		130	161	291
	補償金免除額		30	31	61
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		9	41	49

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	109,192	130,121	161,058	400,371
合 計 (A)		109,192	130,121	161,058	400,371
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		109,192	130,121	161,058	400,371

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	0	7,654	40,580	48,234
合 計 (A)		0	7,654	40,580	48,234
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	7,654	40,580	48,234

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成17年10月1日の新設合併により旧水上町と旧月夜野町の水道事業が統合され、給水人口14,500人の「みなかみ町水道事業」が発足した。面積的にも広くなり管理施設等も広範囲多施設となった。両会計も給水収益が減少の傾向にあり、ほぼ常に経常損失が計上され、それに伴う年度末欠損金も18年度末で約5億円になり県内では突出している。未収金も旧水上町のホテル・旅館関係が多額であり予算上は資金が足りていても、現実には一時借入金の常用的活用が続いている。平成18年度には水道料金審議会を立ち上げ、旧町間の料金格差の是正及び赤字解消の適正な料金設定が答申され、平成19年度から段階的に料金値上げを行い平成21年度には町内同料金にする予定である。また平成19年度には経営改善検討委員会を立ち上げ長期に渡る経営方針を検討中である。</p>
	<p>課 題 ① 料金水準の適正化</p> <p>収益的収支で純損失が生じても資本的収支で資金が足りていれば料金改定を行わなかったことが、多額の累積欠損を生んでいる。適正な料金計算による給水原価を求め料金の設定を行う。未収金の増加により、予定した資金が入ってこないため現金が不足し、繋ぎ資金であるはずの一時借入金も運転資金として常時借り入れ状態となっている。そこから発生する利息も問題である。</p> <p>課 題 ② 維持管理等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>合併により、管理施設が広範囲・多施設になったが人員は減少の方向にある。効率的な管理体制を早急に整備する必要がある。</p> <p>課 題 ③ 定員管理の適正合理化</p> <p>平成22年の簡易水道との経営統合を控え、事務の効率化、施設の合理化・整備を進め定員管理の適正合理化を進める。</p> <p>課 題 ④ 未収金の回収並びに適切な不能欠損</p> <p>地域的な特徴もあるが、温泉街を抱えており旅館・ホテル等の未収金が多額に発生しており会計を圧迫している。この未収金が一時借入金の原因の一つでもある。滞納整理室を設置しより効率的に未収金の回収を行っているが旅館・ホテル等の回収が進まない。 また、不能欠損の適切な運用を行う。</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	71.1	87.8	92.7	89.5	94.5	101.8	122.6	134.8	135.4	132.2	
総収支比率(法適用) (%)	82.9	93.1	98.3	94.8	98.5	108.1	122.3	134.1	134.8	132.2	
経常収支比率(法適用) (%)	82.9	93.1	98.3	94.8	98.5	108.1	122.3	134.1	134.8	132.2	
営業収支比率(法適用) (%)	106.2	120.8	134.3	119.1	121.9	122.9	144.4	158.3	158.7	157.5	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	190.8	182.4	175.5	189.3	204.1	174.6	143.6	118.6	96.6	74.3	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.4	0.4	0.4	2.6	2.3	9.1	3.7	3.3	3.0	2.8
	うち基準内繰入金 (%)	0.4	0.4	0.4	0.4	2.0	4.6	3.7	3.3	3.0	2.8
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	2.2	0.4	4.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	10.3	35.3	15.8	52.2	71.9	11.6	10.9	16.2	6.2	4.8
	うち基準内繰入金 (%)	10.3	35.3	15.8	8.7	21.9	6.8	10.9	16.2	6.2	4.8
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	43.5	50.0	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合併後、旧町間の料金に格差があり、なお収益的収支で純損失を計上していることから、平成18年度に料金審議会を立ち上げ、平成19年度から21年度までの3ヶ年で段階的に料金の値上げを行い町内料金を同一料金にすることで、初年度(19年)から純利益を計上し徐々に改善の方向である。その後については、現在経営改善委員会を設置し検討中である。
2 他会計繰入金の見込み	平成17年度まで、基準内繰入さえも満額確保出来ない状況にあったが、平成18年度からはほぼ満額、確保出来るよう改善された。以後も基準内繰入は確保し基準外繰入は行わない方向で検討中。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成21年から4年間で計画されている施設統合を目的とする、上組浄水場建設により近隣地区の取水・浄水施設等の廃止、電気料・修繕費、強いては維持管理費（人件費含む）の大幅な削減が考えられる。 資産については、全体的に古く資産価値がほとんど無いため資産売却による収入は見込めない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	合併によるメリットを活かし、施設の統廃合等による管理経費の削減、職員の直接対応による委託料・修繕費等の削減を図る。 平成22年度簡易水道との経営統合を予定。 平成19年度より料金の未収分を精査し、不能欠損を計画的に進める。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 300 611 427">○ 地方公務員の職員数の純減の状況 <li data-bbox="147 427 611 1093">○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 531 611 675">◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 <li data-bbox="197 675 611 818">◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 <li data-bbox="197 818 611 954">◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 <li data-bbox="197 954 611 1093">◇ 福利厚生事業のあり方 	③ 民間委託等を踏まえ、組織の簡素化、事務の効率化を図りつつ、早期退職の推進並びに新規採用の抑制により、職員の純減を図る。 ③ 平成18年度から国公行（一）を導入し、枠外昇級を廃止するなど、国同様の給与構造改革を推進している。地域手当については、国の対象地域とはなっていないため支給していない。 ③ 現在在職中の技能労務職員は、第一表の給与表を使用しているが、今後は、見直しの取り組み方針を策定予定である。また、給与情報についての公表は、行っているが、民間比較の公表については検討中である。 ③ 普通退職、勸奨退職とも退職者特別昇給制度は、平成18年4月1日に廃止している。 ③ 互助会等への補助は現在行っておらず改善済みである。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 1201 611 1345">○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 <li data-bbox="147 1345 611 1476">○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	② 昨年、検針を毎月から隔月に変更し委託料・手数料等物件費の削減を行った。これからは納付書を郵送で支払っている方に口座振替の推奨。既存の電算機器のリース期間の延長等詳細な経費の削減に取りかかる予定。また合併によるスケールメリットをいかし、施設の統廃合等による管理経費の削減、職員の直接対応による委託料・修繕費等の削減を図る。 ②③ 一般会計においては公共施設等、指定管理者制度を平成18年度より導入しているが、企業会計については、現在、経営改善検討委員会を設置し検討中。 また、業務についても、民間に委ねることにより効果的、効率的に実施できる業務は検討を行い段階的に委託化を進める。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	 ① 平成18年5月15日町長より「料金改定について」の諮問を受け、料金審議会を立ち上げ、平成19年度から3ヶ年をかけて旧水上町の料金(55円/m ³)を旧月夜野町の料金(110円/m ³)に合わせる答申が11月24日出された。12月議会において料金改定が可決され19年4月請求分から旧水上町の料金が55円から75円に改定された。以降2ヶ年は12月議会にて同様の手続きを踏んで料金改定を行う予定である。 また、長期計画を策定するに当たって平成19年8月に経営改善検討委員会を設置しこれから10年間の改善計画を検討中。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	 ①②③ 集中改革プラン等を、町の広報誌、ホームページ等で公開している。 町の広報誌、掲示板等にて、予算・決算の状況、半期の執行状況等の公開を行っている。 ①②③④ 平成20年度を目途に行政運営の改善を図るため、行政評価、外部評価システムの導入を行う。
5 その他	④ 平成18年6月、税務課内に滞納整理室を設置。税金を中心に未収金の収納に重点を置く。平成19年6月には、滞納整理室より水道料金(過年度分を優先)を専門に収納する職員を2名設置。そのことにより平成19年度以降、過年度分が平成18年度と比較し増収となる。

- 注 1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成17年度に合併し、前所属の職員と比べ1名減。平成18年度公務員給与改定並びに町独自で平成18年から3ヶ学期末手当の0.4ヶ月カット外手当の削減。平成22年度簡易水道との経営統合を予定、統合時簡水分の職員を1名削減予定。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	今まで、収益的収支で純損失を計上しても、資本的収支で賄えていれば料金改定を行わなかったことが、今の累積欠損額に少なからず影響していると思われる。これからは、必要に応じ適宜水道料金の見直しを行い適切な原価計算に基づき、続けて損失を計上しない様努力する。合併後平成18年に料金審議会を立ち上げ平成19年から3ヶ年の計画は答申され、平成19年度の料金改定により、純利益を計上予定であり以後の繰越欠損額は徐々に減少させる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	高金利地方債の借換等による基準内繰入額の減少。また料金改定等により、純利益を計上予定のため平成20年度より一般会計からの基準外繰入は行わない方向で検討。また、上水分は平成18年度まで一般会計が財源的に大変なこともあり基準内繰入も全額繰り入れていない状況にあったが、平成19年度から基準内繰入は全額確保。平成22年度の簡易水道との経営統合により、簡易水道の基準外繰入も行わない方向で検討。
4 その他	平成21年から4年間で計画されている施設統合を目的とする上組浄水場建設により近隣地区の取水・浄水施設等の廃止、電気料・修繕費・維持管理費等の大幅な削減、強いては施設統合による維持管理費（人件費含む）の削減につなげる。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率		57.1	57.1				36.4	26.7	15.8			
	改善額(料金の適正化)※1		20	31	23	7	81	35	69	80	76	71	331
2	未収金の徴収対策												
	改善額						0	6	8	7	4	4	29
3	一般会計負担金の額							31	31	29	26	26	
	改善額(負担金の確保等)						0	19	19	17	14	14	83
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)						0						0
	その他()												
	改善額						0						0
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	46	43	44	33	32		32	32	40	40	40	
	改善額	6	9	8	19	20	56	0	0	-8	-8	-8	
	給与水準	26	25	25	22	20		20	20	24	24	24	
	改善額	0	1	1	4	6	12	0	0	-4	-4	-4	
	その他(期末勤勉手当等)	20	18	19	11	12		12	12	16	16	16	
	改善額	6	8	7	15	14	44	0	0	-4	-4	-4	
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	8	8	7	6	6		6	6	7	7	7	
	増減数(人)	0	0	-1	-1	0	-2	0	0	1	0	0	1
2・4	維持管理費等(修繕費)	10	12	7	18	14		35	10	9	10	11	
	改善額(適正化)	16	14	19	8	12	53	-21	4	5	4	3	
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)						0						0
	その他()												
	改善額						0						0
	累積欠損金比率	190.8	182.4	175.5	189.3	204.1		174.6	143.6	118.6	96.6	74.3	
	増減		-8.4	-6.8	13.8	14.8		-29.5	-31.0	-25.0	-22.0	-22.3	
	企業債現在高	1,377	1,314	1,255	1,185	1,109		1,027	965	967	1,124	1,374	
	増減		-63	-59	-70	-76		-82	-62	2	157	250	
	計画前5年間改善額 合計						190						443
	改善額 合計												61
	(参考) 補償金免除額												61

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14
年間総有収水量(千m ³)	3,466	3,284	3,167	3,064	2,828	2,907	2,868	2,831	2,793	2,756
公称施設能力(m ³ /日)	25,069	25,069	25,090	25,090	25,090	25,090	25,090	25,090	25,090	25,090
1日最大配水量(m ³ /日)	18,550	18,550	18,371	18,257	16,431	15,609	15,339	15,069	14,799	14,529
最大稼働率(%)	74.0	74.0	73.2	72.8	65.5	62.2	61.1	60.1	59.0	57.9
供給単価(円/m ³)	66.9	77.3	83.7	83.9	85.2	94.9	108.1	113.4	113.5	113.2
給水原価(円/m ³)	94.1	88.0	90.3	93.7	90.2	93.2	88.2	84.1	83.8	85.6

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

合併後、旧町村間の料金格差が大きいため段階的に料金改定を行い平成21年度に町内料金を統一。
平成22年に簡易水道を上水道に経営統合しみなかみ町水道事業として会計の一本化、平成28年までには事業認可変更を行い事業統合する予定。